

消費生活センターを利用して

安心した生活を

5月は消費者月間です。ことしは「消費者新時代 消費者が主役」がテーマ。社会の変化とともに消費者問題も多様化し、新たな手口の悪質商法も目立っています。消費生活センターでは、消費者が安心した生活を送れるよう、さまざまな事業や活動を行っています。

問い合わせは
消費生活センター ☎230-1755

■相談や講座などの事業

●消費生活相談

悪質商法による被害や商品の購入、サービスの利用に伴って事業者との間に生じたトラブルや疑問について、専門の相談員が問題解決のためのお手伝いをします。

●消費者講座

消費者問題の専門家を講師に招き、分かりやすく講義します。

●出前講座

消費生活啓発員や市職員が地域や学校に出向き、悪質商法から身を守るための知識を寸劇などで分かりやすく説明します。

●くらしのセミナー

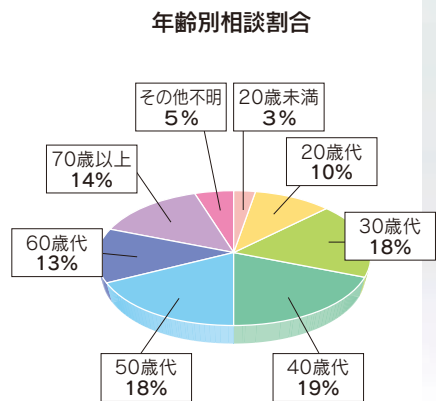
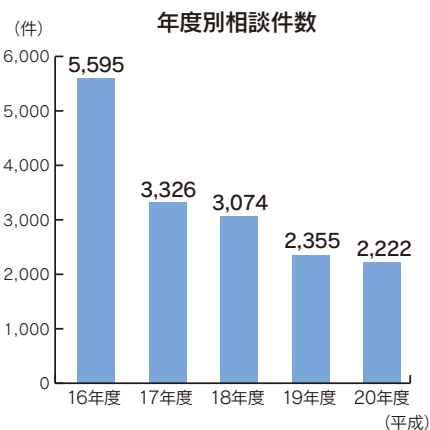
生活に役立つ知識を学ぶセミナーを3回シリーズで年2回開催。日程はその都度、本紙などでお知らせします。



生活に役立つセミナー

■相談内容

平成20年度に消費生活センターに寄せられた相談は2,222件。19年度に比べ減少しましたが、消費者ローンなどからの借入れに伴う多重債務の



商品・役務別相談件数

順位	商品・サービス	件数
1	消費者ローン利用による多重債務関係	401
2	携帯電話の情報料のトラブル	387
3	具体的商品を持定できない相談（架空請求）	145
4	エステサービス、排水管清掃など	125
5	学習・資格教材・新聞契約のトラブル	111
6	アパートの賃貸借・電話機のリースなど	89
7	消火器・節電器・浄水器	84
8	ソーラーシステム、床下換気扇	82
9	食品の安全性	76
10	広告・結婚相手紹介・チラシ配り	67

相談が目立ちます。これに次ぐのが携帯電話やパソコンなどのトラブル。ハガキなどによる架空請求や不当請求の相談も多数あります。また、エステ業者の倒産に伴う解約の相談や無料点検と言って家に上がり、家のリフォームを勧める次々販売などの相談も。ほかに、冷凍ギョーザ事件や事故米の発生による食品の安全性に関する相談もありました。

■典型的な事例

●利殖商法

「銀行に預けるより利回りがいい」とリスクの高い金融商品への投資や出資を持ちかける商法。未公開株や商品先物取引、外国為替証拠金取引、ロンドン金取引などは、元本保証がなく、投資額以上に多額の損失を被る可能性のある契約です。複雑な仕組みや



必要な振り込みか確認を

内容を理解しないで取引するのは大変危険。契約する意思がないときは毅然とした態度で断り、販売員を安易に家に招かないことが大切です。

●還付金詐欺

振り込み詐欺の新手の手口です。税務署や社会保険庁、市職員などを装い、「税金や医療費などの還付金があります」と嘘の電話でコンビニや銀行の現金自動預払機（ＡＴＭ）コーナーに誘

導。そこで携帯電話で操作を指示し現金を振り込ませます。これからは定額給付金の手続きをかたる手口が増えることが予想されます。定額給付金に関して、市が直接金融機関や現金自動預払機（ＡＴＭ）などへ行くようお願いすることは絶対にありませんので、ご注意ください。

■深刻化する多重債務

消費者金融やカードローンなどから借金を繰り返すうちに多重債務に陥るケースが増加。安易に借金をしたり、返済目的のために借金をしたりすることはやめましょう。収入の中で返済できなくなったときは、すぐに弁護士会や司法書士会などに相談しましょう。

消費生活センターでは、これらの専門相談窓口につなぐためのお手伝いをしています。

食の大切さ学び 健やかな毎日を



エッセイスト・村松真貴子さんを招き「生活習慣病にかからないために～話し方・食べ方・笑顔で10歳若返る」をテーマに消費者講座を開催。受講者には「くらしの豆知識」を配布します。

日時＝6月9日(火)午後1時30分～3時

会場＝前橋テルサ

対象＝一般、先着90人

申し込み＝5月29日(金)までに消費生活センター☎230-1755へ



消費生活センター

千代田町二丁目5-5シーズポート2階
(5番街立体駐車場2階)

☎230-1755

気軽に相談を

■消費生活相談

相談時間＝午前9時～午後4時
(土日曜・祝日・年末年始を除く)



投資マンションの 強引な勧誘販売には

〈事例〉自宅や勤務先に、投資用マンション購入の勧誘の電話がありました。断っても「絶対にもうかる。損はしない」と何度もかかってきて「会うまでは何度もかける。職場に行くぞ」と脅されました。

〈回答〉投資用マンションの電話勧誘に関する相談が増えていきます。何度も勧誘された、長時間勧誘されたなどの悪質なケースもあります。このような電話による迷惑行為は宅地建物取引業法で禁止されています。

投資にはリスクがあり、必ずもうかるわけはありません。興味がなければ話を聞かず、きっぱりと断りましょう。「話を聞かずに断るのは失礼だ」と言われても応じない事です。着信拒否や留守番電話、迷惑電話お断りサービスを利用しましょう。